



お近くの**社会福祉協議会**まで
お気軽にご相談ください。



プライバシーは必ず守ります。

福井市高齢者・障害者日常生活自立支援センター	福井市社会福祉協議会 福井市田原1丁目13-6 フェニックス・プラザ1階	0776-22-0225
敦賀市高齢者・障害者日常生活自立支援センター	敦賀市社会福祉協議会 敦賀市東洋町4-1 敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」内	0770-22-3133
小浜市高齢者・障害者日常生活自立支援センター	小浜市社会福祉協議会 小浜市遠敷84号3番4 福祉総合センターサン・サンホーム小浜内	0770-56-5800
大野市高齢者・障害者日常生活自立支援センター	大野市社会福祉協議会 大野市天神町1-19 結とびあ内	0779-65-8773
勝山市高齢者・障害者日常生活自立支援センター	勝山市社会福祉協議会 勝山市郡町1 丁目1-50 福祉健康センターすこやか内	0779-88-1177
鯖江市高齢者・障害者日常生活自立支援センター	鯖江市社会福祉協議会 鯖江市神明町5-5-37 鳥羽事業所内	0778-51-1839
あわら市高齢者・障害者日常生活自立支援センター	あわら市社会福祉協議会 あわら市市姫2-31-6 老人福祉センター市姫荘内	0776-73-2253
越前市高齢者・障害者日常生活自立支援センター	越前市社会福祉協議会 越前市府中1-11-2 市民プラザたけふ内	0778-22-8500
坂井市高齢者・障害者日常生活自立支援センター	坂井市社会福祉協議会 坂井市坂井町下新庄18-3-1	0776-68-5070
永平寺町高齢者・障害者日常生活自立支援センター	永平寺町社会福祉協議会 永平寺町石上27-41 やすらぎの郷	0776-64-3000
池田町高齢者・障害者日常生活自立支援センター	池田町社会福祉協議会 池田町数田5-3-1 総合保健センターほっとプラザ内	0778-44-7750
南越前町高齢者・障害者日常生活自立支援センター	南越前町社会福祉協議会 南越前町脇本17-38-1 南条保健福祉センター内	0778-47-3767
越前町高齢者・障害者日常生活自立支援センター	越前町社会福祉協議会 越前町西田中8-20-1 社会福祉センター内	0778-34-2388
美浜町高齢者・障害者日常生活自立支援センター	美浜町社会福祉協議会 美浜町郷市25-20 保健福祉センターはあとびあ内	0770-32-1164
高浜町高齢者・障害者日常生活自立支援センター	高浜町社会福祉協議会 高浜町和田117-68 高浜町保健福祉センター内	0770-72-2411
おおい町高齢者・障害者日常生活自立支援センター	おおい町社会福祉協議会 おおい町本郷82-14 いきいき長寿村 あみージャン大飯内	0770-77-3415
若狭町高齢者・障害者日常生活自立支援センター	若狭町社会福祉協議会 若狭町市場18-18 パレア若狭内	0770-62-9005

暮らしの
「あんしん」を
お手伝いします!



福祉サービス利用援助事業

福祉サービス利用援助事業（しあわせねっと）は、
認知症高齢者、知的障がい者・精神障がいなどのある方々が、
できるだけ自立して地域で生活が出来るよう、
福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理などのお手伝いをします。

 **社会福祉法人 福井県社会福祉協議会**

福井県高齢者・障害者日常生活自立支援センター

〒910-8516 福井市光陽2-3-22 福井県社会福祉センター内

TEL 0776-24-4987 E-mail siawase@f-shakyo.or.jp

FAX 0776-24-0041 ホームページ <https://www.f-shakyo.or.jp/>





Q 「福祉サービス利用援助事業」とは どんな事業なの？

A 暮らしの「あんしん」をお手伝いする制度です。



毎日の暮らしのなかには、いろいろな不安や疑問、判断に迷ってしまうことがたくさんあります。福祉サービス利用援助事業は、このような場合に、福祉サービス（※1）の利用手続きや、日常の金銭管理のお手伝いをして、いきいきと安心して暮らせるようサポートします。

※1 福祉サービスとは、介護保険サービス、障害福祉サービスなどのことを指します。具体的には、ホームヘルプサービスやデイサービス、食事サービス、入浴サービス、外出支援サービスなど、さまざまなものがあります。

Q どんな人が利用できるの？

A 自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の管理に困っている方などが利用できます。

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方が対象になります。また、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を持っていたり、認知症の診断を受けている方に限るものではありません。

なお、社会福祉施設に入所したり、病院に入院したりした場合でも、施設や病院で実施している金銭管理サービスと連携を図りながら本事業を利用することができます。施設や病院での生活やサービスの利用に関する情報提供や相談、助言、利用料の支払いなどのお手伝いをします。

ただし、契約することが理解できないほど判断能力が低下している場合や、判断能力があって身体障がいのみの理由で利用を希望する場合は、本事業を利用することができません。

Q どんなことをお手伝いしてくれるの？

A 福祉サービス利用の申し込み、契約手続き、日常的なお金の出し入れ、定期預金通帳の預かりなどのお手伝いをします。

本事業のサービスを利用する際には、事前に利用する方といっしょに「支援計画」をつくり、契約を結びます。支援計画に沿って定期的に訪問し、生活状況を見守ります。

主なサービスの内容

1 福祉サービスを「あんしん」して利用できるようにお手伝いします。

- さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談
- 福祉サービスを利用するための申し込みや契約のお手伝い
- 福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続き

2 毎日の暮らしに欠かせないお金の出し入れをお手伝いします。

- 福祉サービスの利用料金
- 病院の医療費
- 日用品購入の代金
- 税金や社会保険料、電気・ガス・水道等の公共料金
- 年金や福祉手当の受領
- 預貯金の出し入れや預金の解約

— などの手続き —

— などを支払うための手続き —

3 日常生活に必要な事務手続きをお手伝いします。

- 住宅改造や居住している家屋の賃借に関する手続き
- 住民票の届出に関する手続き
- 商品購入に関する簡易な苦情処理制度（クーリング・オフ制度等）の利用手続き

4 普段は出し入れしないような金融機関の大切な書類等を貸金庫を利用してお預かりします。

保管できる書類

定期預金通帳 証書（年金証書、保険証書、権利証、契約書など）

実印 銀行印

このようなことはお手伝いできません。

- 洗濯・買い物・介護・通院の付き添い。
- 福祉サービス利用等の契約の際の保証人。
- 本人に代わっての福祉サービス利用などの契約書への署名。
- 不動産や預貯金の資産運用、管理。



福祉サービス利用援助事業の流れ

<p>1</p> <p>相談の受付</p>	<p>まずはお近くの 社会福祉協議会(※1)に ご相談ください。</p>	<p style="text-align: center;">社会福祉協議会</p>  <p>ご本人はもちろん、親族の方、行政、地域包括支援センター、民生委員、介護支援専門員や福祉サービス事業者などを通じてのお問い合わせにも対応します。</p>	
<p>2</p> <p>相談・打合せ</p>	<p>専門員(※2)が伺い、 ご相談に乗ります。</p>	 <p>専門的な知識を持った専門員が、自宅や施設、病院などを訪問し、ご相談に乗ります。 相談にあたっては、プライバシーに配慮し、秘密は必ず守ります。</p>	
<p>3</p> <p>契約書・ 支援計画の作成</p>	<p>日常の生活上で お困りのことを いっしょに考え、 「支援計画」を作ります。</p>	 <p>専門員が、ご本人から日常生活上で困っていることや希望をお聞きして、どのようなお手伝いをどのくらいの頻度で行うかなどをいっしょに考えます。 その後、契約や支援計画の内容を提案します。</p>	<p>無 料 (利用料※4)</p>
<p>4</p> <p>契約</p>	<p>利用契約を結びます。</p>	 <p>契約や支援計画の内容を確認し、間違いがなければ、ご本人と社会福祉協議会との間で、契約を結びます。</p>	
<p>5</p> <p>サービスの開始</p>	<p>生活支援員(※3)が伺い、 サービスが提供されます。</p>	 <p>契約に基づく「支援計画」に沿って、生活支援員が、福祉サービスの利用手続きや預金の出し入れをサポートします。</p>	<p>有 料</p>

※1 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は地域の住民や福祉・保健の関係者、行政機関、ボランティアなどによって構成されています。全国すべての市町村にネットワークを持ち、社会福祉法第109条に明記された地域福祉を推進する公共性の高い民間団体です。



※2 専門員

社会福祉協議会の職員です。ご本人の困りごとや悩みについて相談を受け、ご本人の希望に基づいて、適切な「支援計画」をつくります。

サービスの利用を始めてからも、支援計画を変更したい場合や心配な点があれば、相談にのります。



※3 生活支援員

社会福祉協議会の職員です。「支援計画」の内容に沿って定期的に訪問し、利用者の生活を守ります。地域でボランティア活動をしていたり、元民生委員・ホームヘルパー等の福祉に従事していた方が、社協と雇用契約を結び、生活支援員として活動しています。

※4 利用料について (R5.3月時点)

専門員による相談受付や契約書・支援計画の作成などにかかる費用は無料ですが、生活支援員によるサービス開始以降は料金がかかります。

●1回(1時間まで) **1,200円(以内)**

市町によって異なります。

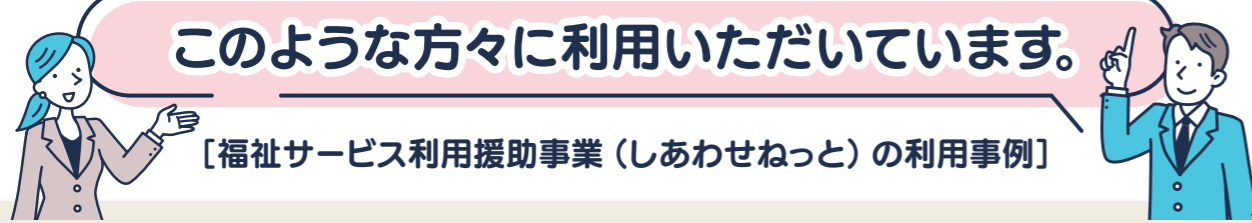
●金融機関の貸金庫を利用し、書類などを預かる場合 **月500円**

生活保護を受けている方の利用料は国と県から助成されるため、貸金庫の利用料を除いて無料です。



このような方々に利用いただいています。

【福祉サービス利用援助事業（しあわせねっと）の利用事例】



ケース1 デイサービスの利用と通帳管理のお手伝い

Aさん（70歳代・女性）は一人暮らしをしており、最近「通帳の置き場所がときどきわからなくなる」など不安を感じていました。デイサービスを利用したいと思っていましたが、どうやって手続きをしたらよいかわかりません。そんな不安の中、思い切って民生委員に相談したことが、福祉サービス利用援助事業（しあわせねっと）を知るきっかけとなりました。

契約にあたっては、社会福祉協議会の専門員がAさん宅を訪れ、この事業の目的やサービスの内容について、わかりやすく説明してくれました。

契約したサービスの内容は、『福祉サービスの利用援助』と『日常的な金銭管理の支援』です。生活支援員が毎月2回訪れ、通帳から生活費をおろします。また、Aさん宛の郵便物の中で支払いが必要なものがあれば、一緒に確認をして支払いのお手伝いをします。さらにデイサービスを利用するために要介護認定の申請やケアプラン作成の依頼等でも、生活支援員が立ち会い、Aさんの暮らしをサポートしています。



ケース2 日常的な金銭管理のお手伝い

Bさん（40歳代・男性・知的障がい）はグループホームに入居しながら、週5日近くの工場に通っています。身の回りのことはほとんど自分でできますが、収入（給料や年金等）の中から、必要な生活費や備えを差し引いてから欲しいものを買う等のやりくりが苦手です。その様子を心配しグループホームの職員が、社会福祉協議会に相談したことがきっかけで、福祉サービス利用援助事業（しあわせねっと）のサービスを利用することになりました。

Bさんは、月2回生活支援員に来てもらい、その間に使うお金について相談します。その後一緒に銀行に行ってお金をおろしてきます。生活支援員にすすめられて、最近つくったお小遣い帳に、買い物をしたときのレシートを貼り、記録するようにしました。

「おかげでお金を使いすぎることもなくなりました。お金がどのくらいあるのか心配なときは、生活支援員さんに聞けばわかるので安心です。」とBさんは話しています。



ケース3 デイサービスの利用と通帳管理のお手伝い

Cさん（50歳代・女性・精神障がい）は、一人暮らしをしながら、昼間は病院のデイケアに通っています。以前から訪問や電話での勧誘販売で、どうしたらいいのかわからなかったり、友人との人間関係の悩みから、夜も眠れないほど不安になってしまったりすることがありました。

福祉サービス利用援助事業（しあわせねっと）でのサービスの内容は、月1回生活支援員がCさん宅を訪問することです。その月に必要なお金について相談し、一緒に銀行に行ってお金をおろしてきます。電化製品などの買い物をするときや定期預金の解約についても心配なときは相談します。

「生活支援員さんとおしゃべりも楽しみです。」とCさんは話しています。



あんしんしてご利用いただくために

本事業の実施にあたっては、「契約締結審査会」や「運営適正化委員会」を設置し、適正な事業運営の確保に努めています。

▶ 契約締結審査会とは

利用者の契約能力の判断がむずかしい場合は、本人が契約を結べるかどうかを確認し、利用者と社会福祉協議会の契約内容を、法律・医療・福祉の専門家である審査会委員が審査します。

▶ 運営適正化委員会とは

本事業のサービス内容に不満がある場合、苦情を受け付けるとともに、事業の運営が適正に実施されているかどうかを、法律・医療・福祉・当事者組織等の代表からなる運営適正化委員会が監視します。

事業のサービス内容に不満や苦情がある場合は、運営適正化委員会に申し出ることができます。（TEL 0776-24-2347）

成年後見制度の利用を支援します。

福祉サービス利用援助事業（しあわせねっと）は、本人にこのサービスを利用する意思があり、契約の内容を理解できる方が利用できます。

契約できる能力を欠いている場合は、成年後見人などと契約した上で利用することができます。

あるいは、この事業の利用途中に、判断能力がなくなった場合は、本人にふさわしいこの事業以外のサービスにつないだり、成年後見制度の利用を支援します。

成年後見制度とは

精神上の障害によって判断能力が十分ではない方（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など）を保護するための制度です。本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法的に守る制度です。判断能力の低下により、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があります。

また、本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって、任意後見人が本人を援助する「任意後見制度」もあります。

成年後見制度に関する主な問い合わせ先

各市町の地域包括支援センター（障がい者の方の相談窓口は、各市町および市町が委託した指定相談支援事業所となります。）

ふくい嶺北成年後見センター（福井市、勝山市、鯖江市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町）
TEL0776-28-3775 福井市田原1-13-6 フェニックスプラザ4階
または

福井家庭裁判所 成年後見係
TEL 0776-91-5092 福井市春山 1-1-1
同 武生支部 TEL 0778-23-0050 越前市日野美 2-6
同 敦賀支部 TEL 0770-22-0812 敦賀市松栄町 6-10
同 小浜出張所 TEL 0770-52-0003 小浜市城内 1-1-2

福井公証人合同役場 TEL 0776-22-1584 福井市順化 1-24-43 ストックビル9階
武生公証役場 TEL 0778-23-5689 越前市京町2-1-6 善光寺ビル1階
敦賀公証役場 TEL 0770-23-3598 敦賀市中央町1-13-32 M&Mビル101
福井弁護士会 TEL 0776-23-5255 福井市宝永4-3-1 サクラビル7階
（公社）成年後見センター・リーガルサポート福井県支部
TEL 0776-36-0016 福井市下馬2丁目314番地